

ギムナジウム・ゼミナール  
－ 19世紀末プロイセン中等学校教員の研修制度 －

寺 澤 幸 恭

Die Gymnasialseminare  
－ Die seminariale Ausbildung der Kandidaten für das Lehramt  
an höheren Schulen in Preußen －

Yukiyasu Terazawa

Zusammenfassung (Summary)

Die in den achtziger Jahren zunehmenden Klagen über eine Überforderung der Schüler durch den gymnasialen Unterricht enthielten auch Vorwürfe gegen eine unzulängliche pädagogisch-didaktische Ausbildung der Gymnasiallehrer. So entschied sich das Ministerium im Jahre 1890 anstelle des alten Probejahres für die Einführung eines Seminar- und eines Probejahres, nach dessen erfolgreicher Ableistung dem Lehramtskandidaten die Anstellungsfähigkeit zuerkannt werden sollte.

Received Oct. 30, 1999

Key words: Ausbildung (preservice), Seminar, höheren Schulen (secondary school).

目次

はじめに

1. 1890年以前のゼミナール

- 1) 大学ゼミナール
- 2) 教育学ゼミナール
- 3) 試用期間

2. 1890年の『中等学校教員候補者の実践的養成規程』

- 1) 1890年の『覚書』
- 2) 下院予算委員会での論議
- 3) 『中等学校教員候補者の実践的養成規程』

3. ギムナジウム・ゼミナール

- 1) ギムナジウム・ゼミナールの実態
- 2) 『90年規程』の背景

まとめにかえて

## はじめに

少子化を理由とした1980年代後半以降の各都道府県における教員採用人数の大幅な減少は深刻さを増しているが、これは「若手後続教師集団を断たれて年々高齢化する団塊教師集団」(中村 1999,p.31)という状況をも生み出している。若手とともに学び指導する機会が激減した教師集団はバランス感覚や活力という点でも望ましいものではない。そうしたなかでの今回の教育職員養成審議会答申と免許法の改定は「実践的指導力の向上」を打ち出している。「実践的指導力の向上」というキーワードは、これまで教育行政当局側から提唱されてきた個々の教員の「資質向上」の延長線上にあるが、そこには教師集団は発達するものだという観点がない。

今津(1996,p.82-90)は教師の成長に関する基本的な捉え方をふたつのモデルに分けている。「教師個人モデル」と「学校教育改善モデル」である。「教師個人モデル」とは「教師の質を教師個人が身に付けている知識や技術、態度に求める」捉え方であり、「とりわけ態度的側面が重視され、人格や性格、意欲、使命観などが教師の適性として要求され」、「こうした意味での質の向上にとっては、教員選抜(とりわけ面接)に力点がおかれ、『教員養成』を終えた段階でかなり完成された教師が求められることになる」。この「教師個人モデル」こそわが国の教育行政当局が保持してきたものである。もうひとつの「学校教育改善モデル」は、「教師－生徒関係を中心とする教師の役割行動を改善することを通じて授業を核とした学校教育そのものの質を向上させるもの」であり、今津によれば世界の教師教育研究の流れは「教師個人モデル」中心からこの「学校教育改善モデル」中心へと動いているという。

教員の研修はもちろんのこと、教育実習のあり方も「教師個人モデル」と「学校教育改善モデル」とでは大いに異なってくるはずである。「学校教育改善モデル」という教師教育の異なった捉え方があるという認識のもとに、これまでのいわば「教師個人モデル」による教員養成を分析すれば、これまで見つからなかったその特徴を抽出できるのではないか。このような視点から、戦前日本の教育制度との間でさまざまな共通性をもつドイツ・プロイセンの教員養成システムを対象に据えて、教員個人の「資質の向上」の真の意味を検証することが本研究の目的である。

とくに本稿ではこれまでわが国に知られることが少なかった中等学校教員の養成システムに光をあててみたいと思う。初等学校教員と違って大学での勉学を基礎資格とする中等学校教員の養成においては、そのシステムが立ち上げられた19世紀初頭以前から一種の研究・教育組織としての養成方式が生まれてきており、そこには「学校教育改善モデル」と通底する要素が見られるからである。また、そこでは教育学が「教育の技術」として重視され、現在のわが国での概念とはかなり隔たった存在としての教育学が浮かび上がってくる。教育学の誕生の地であるドイツ・プロイセンで、教育学は教育実習(研修)においてどのような役割を与えられ、機能したのか。このことも教員の成長の捉え方にかかわる問題である。

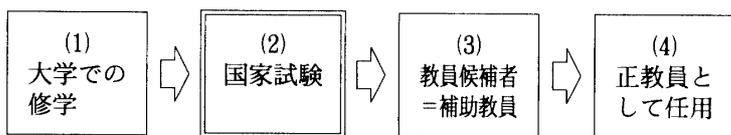
19世紀初頭から現代にいたるまでのプロイセン・ドイツの中等学校教員試験・養成制度の変

遷を概括すると図-1のようになる。これをみると、1810年の「中等学校教員試験規程」によって大学での修学を基礎とする資格取得の基本的枠組みがつくられ、それに試用期間(1826年)、研修期間(1890年)といった準備期間が組み入れられ、国家試験が「学術試験」と「教育試験」に分けられて今日にいたっている。

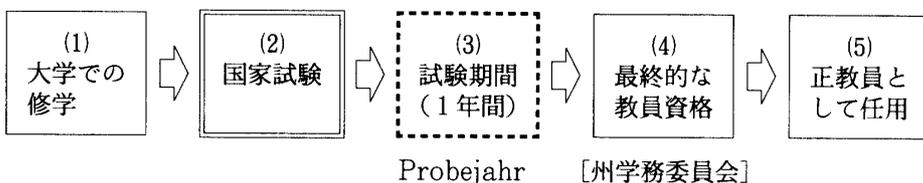
現在のドイツにおける中等学校教員の養成システムは初等学校教員と基本的に共通であり、大学における修学と試補勤務という二段階構成となっている。総合大学、総合制大学、教育大学、芸術大学などでそれぞれ志望する担当分野を中心に修学した後、その修学した学術的な専門的知識を問う第一次国家試験を受ける。これに合格すると2年間の試補勤務(Vorbereitungsdienst)に就き、今度は授業実習など教育実践について具体的な養成を受け、その成果を審査する第二次国家試験に合格することにより養成は終了する(Führ 1989,S.246)。

図-1 プロイセン中等学校教員試験・養成制度の変遷

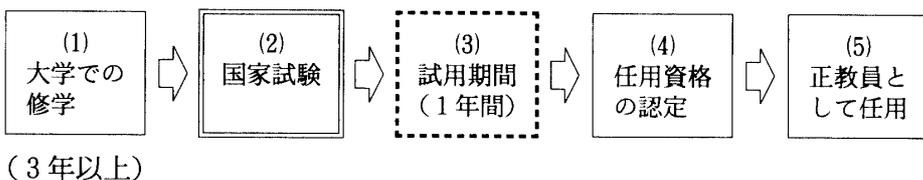
- 1810年中等学校教員試験規定 (1)プロイセンの大学で博士又は修士の学位を取得していない者は国家試験を受ける。



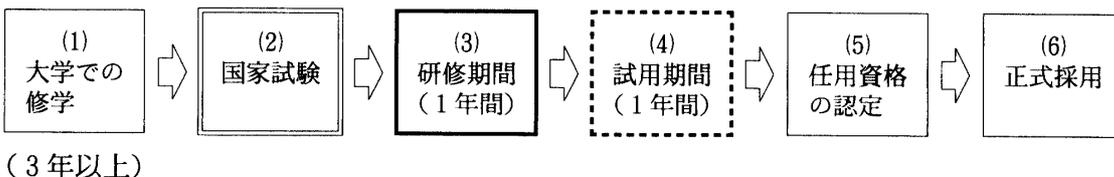
- 1826年「試用期間」の導入



- 1866年試験規程

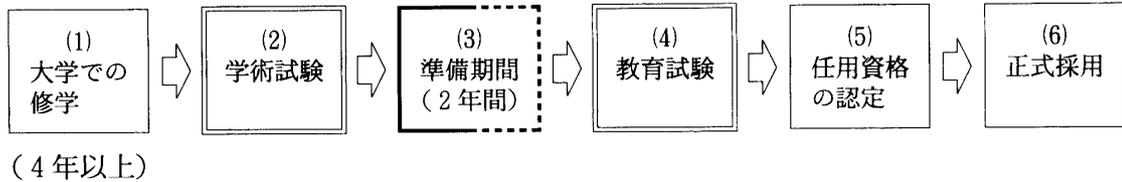


- 1890年「中等学校教員志願者の実践的訓練規程」 (3)研修期間と(4)試用期間を設定した。

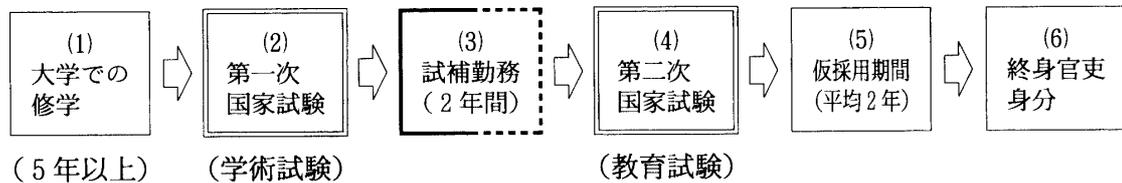


●1917年「中等学校教員試験規程」

- ①試験が学術試験と教育試験に分けられた。
- ②研修と試用期間が合わされて2年間の準備期間が設定された。



●現在の教員養成制度(ベルリンの例)



1. 1890年以前のゼミナール

1)大学ゼミナール

1787年ハレとベルリンに、のちの中等学校教員養成システムにとって注目すべき教育組織が生まれた。ゼミナール(Seminar)である。ハレでは大学のなかにつくられ、ベルリンではギムナジウムに付設された。やがてそれぞれ同種のゼミナールが19世紀全般にかけて各地に設置されていくことになる。

1787年プロイセンの宗務大臣ツェドリッツ(K.A.v.Zedlitz)の提案により高等学務委員会(Oberschulkollegium)が設置された。これによって地方の学校行政機関を統括する中央行政組織がはじめて誕生したのだが、同委員会は有能な中等学校教員が不足している事態を改善するためにゼミナールを設置することも提案した。ハレとベルリンのゼミナールもこの提案に応えようとしたものであった(Romberg 1979,S.469)。ハレ大学の古典語教授ヴォルフ(Friedrich August Wolf)は大学内に「古典語学ゼミナール」(Philologisches Seminar)を設置して、古典語の学問的研究を推し進めようとした。したがってこのゼミナールは一種の研究機関(インスティトゥート)である(潮木 1973,p.106-107)が、そこは将来ギムナジウム教員として研究活動を続けていこうとする若者に対してさらに(古典語学という)専門的な学問を深めさせるための訓練を与える場でもあった。中等学校側からの要望もあり、表-1にあるように大学のゼミナールは古典語学だけでなく、歴史学、数学や自然科学を専門とするものも加わって、19世紀後半にいたるまで主要な(総合)大学につくられていった。これらを大学ゼミナール(Universitäts-Seminar)とよぶ。高等学務委員会の提案では中等学校教員の実践的・教育学的準備教育が重視されていたが、これら大学ゼミナールではもっぱら学術的な準備教育が与えられていた。

表-1 1890年以前に設立されたゼミナール (中等学校教員養成関連)

(設立年)

| 教育学ゼミナール   | 大学ゼミナール   |
|--|---|
| (東プロイセン州)<br>○ケーニヒスベルク教育学ゼミナール(1810)<br>1833年廃止、1861年再設置                     | ▲ケーニヒスベルク大学古典語ゼミナール(1810)<br>▲ケーニヒスベルク大学歴史学ゼミナール(1832)<br>▲ケーニヒスベルク大学数学・自然科学ゼミナール(1834) |
| (西プロイセン州)<br>○ダンチヒ教育学ゼミナール(1884)   |   |
| (ブランデンブルク州)<br>○ベルリン教育学ゼミナール(1787)   | ▲ベルリン大学古典語ゼミナール(1812)<br>▲ベルリン大学数学ゼミナール (1861)  |
| (ポーゼン州)<br>○ポーゼン教育学ゼミナール(1884)   |   |
| (ポムメルン州)<br>○ステッティン教育学ゼミナール(1804)  | ▲グライスヴァルト大学古典語ゼミナール(1820)<br>▲グライスヴァルト大学歴史学ゼミナール(1863)                                  |
| (シュレジエン州)<br>○ブレスラウ教育学ゼミナール(1813)  | ▲ブレスラウ大学古典語ゼミナール(1812)<br>▲ブレスラウ大学古典語プロゼミナール(1862)<br>▲ブレスラウ大学歴史学ゼミナール(1824)            |
| (ザクセン州)<br>○ゼミナリウム・プラセプトルム(1706)<br>1785廃止、1881再設置<br>○マग्デブルク教育学ゼミナール(1884) | ▲ハレ大学古典語ゼミナール(1787)<br>▲ハレ教育学ゼミナール (1838)   |
| (ハノーヴァー州)<br>○ゲッチンゲン教育学ゼミナール(1846)   |   |
| (ヴェストファーレン州)<br>○ミュンスター教育学ゼミナール(1888)  |   |
| (ヘッセン・ナッサウ州)<br>○カッセル教育学ゼミナール(1885)  |   |
| (ライン州及びホーエンツォルレルン)<br>○コブレンツ教育学ゼミナール(1889)                                   | ▲ボン大学古典語ゼミナール (1819)<br>▲ボン大学自然科学ゼミナール(1825)<br>▲ボン大学歴史学ゼミナール (1861)                    |

資料：Wiese(1864),S.530-544,及びWiese(1902),S.168-559.

## 2)教育学ゼミナール

他方ベルリンでは、高等学務委員会の委員であり、フリードリヒ・ヴァーダー・ギムナジウムの校長であったゲディーケ(F.Gedike,1754-1803)が1787年に「教養学校のためのゼミナリウム」(Seminarium für gelehrten Schulen)を開設した。ツェドリッツは委員となったゲディーケに対して、ゲディーケが起草した計画に沿って彼のギムナジウムに教員研修のためのゼミナール

ル(Seminarium)を開設するよう委任したのである。このゼミナールは国家の費用によって設置された最初の中等学校教員研修機関となり、またのちに「教育学ゼミナール」(pädagogische Seminar)と呼ばれることになる中等学校教員養成組織の嚆矢ともなった。これらのゼミナールは主としてギムナジウムに付設されているので(ハレ大学教育学ゼミナールのような例外もあるが)、ギムナジウム・ゼミナールとよんでもよいところであるが、後述するように1890年以降に計画的かつ大量に設けられるゼミナールが公式に「ギムナジウム・ゼミナール」とよばれているため、ここで扱うゼミナールは当時の呼称をそのまま用いて「教育学ゼミナール」とする。このゼミナールにおいて示されたゲディーケの中等教員養成案の原則は1826年の「試用期間」や1890年の『中等学校教員候補者の実践的養成規程』に受け継がれ、さらに現代ドイツの各州の中等学校教員養成制度にもその影響を読み取ることができるとされている(Mandel 1989,S.5)。

ゲディーケのゼミナールでは、研修を受けるべき教員候補者(Lehramtskandidaten)数名がゼミナール長であるゲディーケ自身によって選ばれた。教員候補者たちはまず数週間にわたって授業の参観が義務づけられるが、特定の学年だけでなくギムナジウムのすべての学年の授業を参観することが義務づけられた。その後10週間にわたって教員候補者自身が実際に授業をすることになる。そして授業の科目も可能なかぎり多くの科目を担当するよう勧められた。そのさい校長やこのゼミナールで校長を補佐する3名の教員と教員候補者は相互に授業を参観し、その教育方法について校長などから口頭または文書による指導を受けることになる。また月に一度校長主催の「教育研究会」(pädagogische Societät)が開かれ、ここで教員候補者は文書による報告をして、批評を受けた。その報告は自分が観察・経験したことを一般的な理論と結びつける内容が望ましいとされていた。1793年からは研修が終了するさいに筆記と口述による修了試験が課せられることになった(Mandel 1989,S.18-20)。

ゲディーケのゼミナールで研修を受けた者のなかにはその後プロイセンの教育・学術政策に大きな影響を及ぼすことになる人物が含まれていた。ベルリン大学初代神学部長シュライエルマッヒャーとジュフェルンである(Schäffner 1988,S.856)。ジュフェルンによって起草された1810年の「中等学校教員試補検定試験に関する勅令」はフンボルト的理念を制度として明確にしたもので、将来のギムナジウム教員の養成の重点はほとんど専門的な学術教育に置かれていた。試験授業(Probelektion)が課せられたが、ゲディーケのゼミナールのような実践的な訓練を制度的に採用することはなかった。

しかしベルリンにおいてはゲディーケのゼミナールを継承・発展させる制度がつくられていく。すなわち1812年8月26日付の「ベルリン教養学校のための王立ゼミナールに関する訓令」(Wiese 1868,S.53-58)によって、特定のギムナジウムから切り離され、国の教育行政当局に直属するゼミナールが設けられた。

このゼミナール方式では「目的は同じでも異なった方法を学ぶために」研修生は4校のギム

ナジウムにおいて一年ずつ研修を経験することになった。このゼミナールの校長は1812年から19年までは新設されたばかりのベルリン大学の教授で古典語を専攻していたゾルガーが、その後67年までは同じく古典語学者のベックが勤めた。

19世紀に入るとこのベルリンのゼミナールをモデルとしてステッティン(1806年)、ブレスラウ(1813年)などプロイセンの他の州都にも同様のものが開設されていき、1880年代になってからもマグデブルク、ダンチヒ、カッセル、ミュンスターとすべての州に設けられていった(表-1参照)。1810年には教育学者ヘルバルトがケーニヒスベルクに同種のゼミナールを設けていたが、これは1833年にいったん廃止になった。1861年に新たに教育学ゼミナールが設けられることになったが、その運営は州学務委員会の2人の専門参事官に委ねられた(Wiese 1864,S.531)。つまり州の教育行政当局直属の組織となったのである。このように、教育学ゼミナールは経緯や程度の差はあれ、州の教育行政当局の直接的な指導を受けることになり、ゼミナールで研修を受けられるのは教員試験を優秀な成績で合格した教員候補者に限られるようになった。各ゼミナールとも研修期間は1年間とされ、正規の研修生は6名に限定された。そしてこの6名には全員奨学金が付与された(Richter 1905,S.792)。

### 3)試用期間

プロイセンのギムナジウム教員養成システム全体に目を移すと、1826年から試用期間(Probejahr)が設けられ、これ以降中等学校教員試験に合格した教員候補者は、一年間の試用期間を無給の「教員見習」(Probekandidat)として過ごすことになった。この勤務を大過なく果たした者は、州学務委員会から任用資格を与えられ、多くの者は「学術的補助教員」となり、さらに上級教員をめざすことになる(Apel 1989,S.308-309)。教員見習には週6時間ないし8時間の授業を担当することが義務づけられたが、教育学ゼミナールで研修を受けている者はその期間が試用期間として算定された。教員見習には他の教員の病欠などの理由から代行授業を校長から命じられることが規定されていた(Wiese 1868,S.96)。この代行授業も無報酬である。ここに試用期間が形骸化する原因のひとつが潜んでいたのである。というものの学校の事情により、国家試験にまだ合格していない者でも授業を担当させることがあり、この場合は報酬が出されることになる。そこで無報酬で授業を担当させられる教員見習が重宝がられ、本来の試用期間の目的から乖離していくことになった。表-2は次に検討する1890年の『中等学校教員候補者の実践的養成規程』が公布される直前におけるプロイセンの男子中等学校の生徒・教員数をまとめたものである。表にある(a)の校長と正教員、(c)学術的補助教員および(d)教員見習は学術的科目を担当する教員であり、そのうち(c)の学術的補助教員は試用期間を終え、任用資格を取得した者で、(d)教員見習は試用期間勤務中の者である。(b)の基礎・技能教員は初等教育科目や体育などを担当し、正教員とは職階上ははっきりと隔絶されていた。これをみると、ギムナジウムで試用期間を過ごしている教員見習は272名であり、次に多いのが実科ギムナジウムの93名

となっており、この二つの校種で教員見習全体の約88%を占めているが、プロ・ギムナジウムや高等市民学校などの上級学年を欠いた不完全校にも少数ながら存在している。

表-2 プロイセン男子中等学校の校数・生徒数・教員数 (1889/90年冬学期)

| 校種           |            | ①ギムナジウム<br>(9年制完全校) | ②プロ・ギムナジウム | ③実科ギムナジウム<br>(9年制完全校) | ④プロ・実科ギムナジウム | ⑤高等実科学校 | ⑥実科学校 | ⑦高等市民学校 |     |
|--------------|------------|---------------------|------------|-----------------------|--------------|---------|-------|---------|-----|
| 校数           |            | 267                 | 41         | 88                    | 84           | 10      | 21    | 29      |     |
| 生徒数          | 本科         | 76,537              | 4,442      | 25,582                | 8,883        | 4,587   | 6,522 | 8,784   |     |
|              | 予科         | 9,994               | 485        | 4,666                 | 1,571        | 714     | 1,397 | 2,193   |     |
|              | 本科生徒数/校数   | 286.7               | 108.3      | 290.7                 | 105.8        | 458.7   | 310.6 | 302.9   |     |
| 教員           | 専任         | (a)校長と正教員           | 3,185      | 222                   | 1,003        | 427     | 145   | 218     | 215 |
|              |            | (b)基礎・技能教員          | 357        | 33                    | 183          | 94      | 31    | 60      | 99  |
|              |            | (c)学術的補助教員          | 597        | 39                    | 199          | 48      | 42    | 44      | 52  |
|              |            | (d)教員見習             | 272        | 8                     | 93           | 12      | 9     | 14      | 6   |
|              |            | (e)小計               | 4,411      | 302                   | 1,478        | 581     | 227   | 336     | 372 |
| 数            | 非常勤        | 聖職者                 | 187        | 31                    | 71           | 38      | 14    | 19      | 18  |
|              |            | 学術的教員               | 64         | 2                     | 34           | 7       | 7     | 5       | 14  |
|              |            | 基礎・技能教員             | 216        | 16                    | 56           | 33      | 12    | 14      | 22  |
|              |            | 予科の教員               | 291        | 17                    | 134          | 59      | 13    | 42      | 46  |
| 本科生徒/専任教員(e) |            | 17.4                | 14.7       | 17.3                  | 15.3         | 20.2    | 19.4  | 23.6    |     |
| 一校当りの教員数     | 校長・正教員(a)  | 11.9                | 5.4        | 11.4                  | 5.1          | 14.5    | 10.4  | 7.4     |     |
|              | 基礎・技能教員(b) | 1.3                 | 0.8        | 2.1                   | 1.1          | 3.1     | 2.9   | 3.4     |     |
|              | 学術的補助教員(c) | 2.2                 | 1.0        | 2.3                   | 0.6          | 4.2     | 2.1   | 1.8     |     |
|              | 教員見習(d)    | 1.0                 | 0.2        | 1.1                   | 0.1          | 0.9     | 0.7   | 0.2     |     |
|              | 専任教員数(e)   | 16.5                | 7.4        | 16.8                  | 6.9          | 22.7    | 16.0  | 12.8    |     |

資料 : Baumeister(1897), S.68-69.より作成

## 2. 1890年の『中等学校教員候補者の実践的養成規程』

### 1) 1890年の『覚書』

ギムナジウムなど中等学校の教員に対する特に教育実践面での養成が不十分であるとの声は1880年代に文部省も無視できないほど大きくなった。それはギムナジウム生徒が質・量ともに過剰な負担を学習面で負わされているという非難と重なっていた。教員たちの教授面での養成が不十分のため教育学的には考えられない無茶な学習を生徒たちに強いているというのである。教員の職務にふさわしい能力を付与せよという要求の高まりによってプロイセン教育行政当局は何らかの方策を講じざるをえなくなった。

1887年2月プロイセン文部大臣ゴスラー(Gosler 1881年6月-91年3月在職)は各大学の哲学部に宛てた通達のなかで将来中等学校教員となる学生の教育があまりに専門的に偏っており、概論的な講義が欠けていると批判していた。しかし文部省は大学に実習校を備えたゼミナールを設置することなど大学での中等学校教員の実践的養成の実施を結局は見送ることになった。その理由として文部省は以下のことを挙げていた。①初等学校の教員と異なって学問的に陶冶された人物に何らかの基準にもとづいた実務的な訓練を施すことは「学術的な教員の自由な成長を重視するドイツ的な考え方に反する」。②(大学での)ゼミナールの指導者としてふさわしく、かつアカデミックな教員を確保することが難しい。③膨大な経費がかかる、など(Titze 1977, S.121)。

このような状況のもとで養成期間の延長が解決策として考えられることになり、文部省はこれまでの試用期間に代えて研修期間と試用期間を導入し、これを終えた教員候補者を「任用有資格者」(Anstellungsfähigkeit)として認めることにしたのである(Apel 1989, S.309-310)。

1890年1月ゴスラーはプロイセン下院に『中等学校教員候補者の実践的養成規程に関する覚書』(以下『覚書』)および『中等学校教員候補者の実践的養成規程の概要』を送付し、この問題は1890/91年度予算を審議していた予算委員会で取り上げられることになった。『覚書』は「教員候補者の実践的養成をこれまで以上に合理的なものにすることが目下の緊急課題であり、中等学校教員になるためには担当科目についての学術的な知識で十分であり、また学術的知識に基づいて行なわれる授業実習によって有能な教員となるという考え方に賛成する者は今日の専門家の間にはほとんどいない」とし、「教育学はたんに学問であるだけでなく、ひとつの技術であり、他の技術と同じように一方では訓練と例示、他方では研究と練習を通して学ばれるべきものである」との認識を示した。そして当時採用されていた「少数の教員候補者のための教育学ゼミナール」と「大多数の教員候補者のための試用期間」を取り上げ、特に試用期間についてはその問題点を率直に認める内容になっている(Mandel 1989, S.236-237)。『覚書』ではギムナジウムや実科ギムナジウムなど完全中等学校に付設されるゼミナールを70カ所新設するとして、総額81,500マルク(1ゼミナール当たり約1,164マルク)の予算を要求していた。70カ所を新設する根拠は当時の教員候補者数が484名となっていたことであった。このうち64名は

11ヵ所ある既存の教育学ゼミナールで研修を受けており、新設のゼミナールでは1ヵ所当たり6名を引き受けるとことになっていたのので、70ヵ所を要するとしたのである(Verhandlungen 1890,S.84-85)。

## 2) 下院予算委員会での論議

1890年3月21日のプロイセン下院予算委員会で『覚書』についての質疑が行なわれた。当日の閣議のためゴスラー文相は欠席しており、代わって枢密上級顧問官ヴェーレンプフェニヒ(Wehrenpfennig)が政府委員として答弁に立った。各委員からさまざまな質問が出されたが、そのなかで、ゼミナールを任せられる有能な校長が70名もいるのか、あるいは、ゼミナールを付設されるギムナジウムには有能な校長や教員がいるということになり、そのためギムナジウムのなかでも特権的な存在になるのではないかといった懸念が出された。これに対してヴェーレンプフェニヒは「ゼミナールを引き受けるのは完全校のみとなっている。プロイセンには約350校の完全校(ギムナジウムと実科ギムナジウム --- 表-2 参照)があり、したがって5校に1校の割合で有能な校長とふさわしい教員のいる学校を選ぶことになり、これは難しいことではない。そしてさらに特定の学校が長期にわたってゼミナールをもつということはせず、一定の期間を区切って交替させることを大臣から指示されている。したがって特権的な学校をつくり出すということではなく、交替してこの榮譽ある地位に就くことになる」と応えている(Verhandlungen 1890,S.89-90)。この質疑からうかがえることは、長期にわたってゼミナールを付設している学校(ギムナジウム)は特権的な存在になるという危惧が政府側にもあったということである。既存の11の教育学ゼミナールがその危惧を現実のものにしていくのである。

## 3) 『中等学校教員候補者の実践的養成規程』

ギムナジウム・ゼミナールの邦レベルでの制度化は1890年3月15日付の訓令『中等学校教員候補者の実践的養成規程』(Ordnung der praktischen Ausbildung der Kandidaten für das Lehramt an höheren Schulen (Zentralblatt 1892,S.612-619) 以下『90年規程』)によって実施され、同年4月には35の新しいゼミナール(ギムナジウム・ゼミナール)が生まれたのである。これまでの教育学ゼミナールはその規約をこの『90年規程』に沿う内容に改訂して、ギムナジウム・ゼミナールとして再出発することになった。ただし、後述するようにこの新旧ゼミナールの間にはその後も注目すべき差異が残された。

『90年規程』の中心的な内容をまとめると次のようになる。教員試験に合格した教員候補者は実践的な準備教育を二年間にわたって受ける義務があり、その二年間は各一年間の研修期間(Seminarjahr)と試用期間(Probejahr)とからなる。最初の研修期間はギムナジウム・ゼミナールで受けるものとする。この研修期間において教員候補者は訓育・教授理論を中等学校で実際に応用し、教員としての実際的な能力を身につけるものとする。試用期間の目的は研修期

間で習得した教育技量を独力で実際に試すことにある。夏・冬各学期が始まる前に州学務委員会はゼミナールや各学校に配属される教員候補者を決定する。そして校長および特に委任された教員は、候補者の計画的な指導の責任を負い、週に一度かならず教育研究会を計画的に開いて、訓育・教授理論、専門教授学的な問題、授業の準備や判断、教育的な基本問題について指導しなければならない。

教員候補者は最初の三ヶ月間は校長や優れた教員の授業を参観するだけで過ごす、それ以降は指導教員の指示にもとづいて週に2時間から3時間の授業を行なう。この授業には校長または委任された教員がかならず立ち合うこととされている。教員候補者には教材研究の時間が保障され、また個々の生徒の指導、体育の授業なども任せられ、学年試験や教員会議にも参加する。その研修期間の最後には教育学または専門教授学についての論文を作成し、校長に提出しなければならない。

研修期間が終了する4週間前に校長は州学務委員会に研修生の成績についての報告書を研修生が作成した論文を添付して提出するものとされた(Apel 1989,S.313-314)。

なお、他のドイツ諸邦との関係について簡単に触れておく。プロイセン文部省は『90年規程』公布直後、その内容を他の諸邦に報せたうえで、それらの邦において従来の規定をこの『90年規程』に合致するよう改変できるか否かの検討を依頼した。大半の諸邦はそのような改変が可能であると表明した。しかし小規模な邦にはこのような実践的養成を願い出る教員候補者も中等学校もわずかしかなかったため、これらの邦の教員候補者をプロイセンのギムナジウム・ゼミナールが受け入れることになった(Wiese 1902,S.91)。このようにして『90年規程』はドイツ全体の中等学校教員養成の基本的な規定となったのである。

### 3.ギムナジウム・ゼミナール

#### 1)ギムナジウム・ゼミナールの実態

「勤務の期間中、威厳のある道徳的な態度によって仕事に励み、その言動によって神への畏敬、法と権威に対する敬意、祖国への愛、カイザー・国王への畏敬を明らかにし、青少年を育成することを重視する。……」

新しく制度化されたギムナジウム・ゼミナールに入るとき、研修生は全員まずこのように宣誓し、署名しなければならなかった。

次に校長などから授業をする教員のふさわしい行動様式としての「初歩的な教授技術」が指導される。たとえば、教室に入るときの教員の態度(起立している生徒たちへの眼差し、教科書やノートの扱い方)に始まり、授業中の教員の立つ位置(教壇から生徒を観察すること、みだりに動かず、身振りも控え目にする)、教員の発声(明瞭、簡明、標準ドイツ語[高地ドイツ語]の使用)などなど事細かな指導が実施された(Apel 1989,S.317)。

「初歩的な教授技術」の指導が一応終わると、養成の重点は教授法に移るが、ここで特徴的なことは、すべてのゼミナールにおいてヘルバルト派の教授論が教えられていることである。授業の流れそれ自体が分析と総合との結合であるとするヘルバルト派の教授論が方法論の支柱として取り上げられたが、しかし実際の授業ではこのような形式的な教授・学習段階の厳密な適用は期待されていなかったようである。むしろ次のような指示がなされている場合が多かった。すなわち研修生はこのような教授学的なコンセプトをよく検討してみるべきであると。なぜならそのようにして初めて学術的に基礎づけられた授業が維持されるからである。いかなる時いかなる段階においてもチラーに従うのは不可能であるが、しかしながら準備、提示、深化といった教授学の第一歩を重視することが授業の成果を保障するのであるとされたのである。

教育研究会では校長や専門教員の講話や特定のテーマについての研修生の報告が交互に行われた。そのなかで中心的な位置を占めたのは研修生が授業観察や試験授業によって得た経験についての論評であった。研修生たちが仲間同士で激しく批判し合うこともごく普通に行われたという。

研修期間の最後に課せられる論文では研修生は教授上の問題を論じた。この論文は活動報告書というよりは、むしろ実践的な授業ノート(たいていの場合、特定の専門教科や選ばれたクラスでの授業)をもとに作成されたものであった。それは次のような論文のテーマからもうかがえる。

「第1学年(第VI級)のドイツ語教科書について」

「下級学年での授業を念頭に置いた注意深さの啓発と維持」

「Max Walterの論文『下級学年でのフランス語の授業』についての批判的考察」

「中級学年におけるギリシア語の入門」

「ギムナジウム中級学年での植物学の授業-----ヘルバルト教授法を考慮して」

研修期間の間に研修生たちは次第に学校的な行動様式を身につけていったが、彼らに対する指導が専制的であるとの批判は当時からあったようである。研修生は授業だけではなく、日常の学校生活や会議に参加しなければならなかったが、そのさい彼らの行動は学校外も含めて細かく規制された。研修生が他の教員や校長に対してどのように振る舞うべきかについてあるギムナジウムの校長は次のように命じている。

「先輩の教員との間では常に謙虚さを保つこと。たんに『先生 Herr Kollege』と呼ばずに、『教授 Herr Professor』、『上級教員 Herr Oberlehrer』または『博士』という呼称を用いること。授業の問題について自分と異なる意見を無鉄砲に批判しないこと。なぜなら異なる意見も長年の経験にもとづいているからである。大学を卒業したばかりの者は最新の研究の分野では、かなり以前に学修を終えその職務のために新しい研究成果を習得する時間のない教員よりも多くの知識をもっているのが普通である。しかしそ

うだからといって、自分の知識を他人に押しつけようとしてはならない。……」

「校長との間で、上司と部下という日々の関係を長い間続けるのは気遣わしいことであると研修生は考えるであろうが、常に一定の距離は保たねばならないし、個々のケースについては校長からの指示を待たねばならない。

苦情を申し出るときには校長の立場を配慮し、将校身分をモデルとした態度をとること。そしてひとたび命令されたら、それに納得がいかなくともその命令を実行するのである。何よりも消極的な反抗は避けなければならない。」[『ケルンのFriedrich-Wilhelm-Gymnasiumのゼミナールにおける会議記録 1890-1914』(Apel 1989,S.319-320.)]

研修生には控え目、従順、勤勉そして教員に対する気配りが期待されていた。研修期間における職務に対しては次のような評価がなされるのが多かった。

「冷静で、いくらか批判的な傾向をもつ性格で、判断力もあり注意深い観察力も備えている」。あるいは、

「会議では教育問題に関心を示し、自由な議論の場では自分の意見を巧みに述べる」。

これらの所見では自主性が研修生の評価されるべき特性とされたが、他人の意見に対する批判的な傾向はむしろ否定的にみられた。

ところで、『90年規程』によって新しく研修期間とその機関であるゼミナールがプロイセン邦において公式に制度として導入されたのちも、ゲディーケ以来各地に開設されていた従来の教育学ゼミナールはその規約を改定して存続することになっただけでなく、新しいギムナジウム・ゼミナールに対して一段高い存在となった。

教育学ゼミナールは数がきわめて限られていただけでなく州学務委員会の指導を直接受け、さらに文部大臣に個々の研修生の成績が報告されることになっていたため、ここで養成された教員候補者は本採用のときに有利に扱われるようになっていた。1826年に導入された試用期間も実際には安価な補助教員を供給するシステム(吉岡 1995,p.104)として利用される始末であり、このような試用期間に比べてはるかに高い評価を教育学ゼミナールは受けていた。

このことも『90年規程』が導入される要因になったと考えられる。制度上は研修期間で行なわれる養成を旧教育学ゼミナールに委託するという形をとったが、このゼミナールは州学務委員会の直轄とされ、一般のギムナジウム・ゼミナールよりも理論的訓練が重視されたという(Morsch 1905,S.42-43)。さらに、ここでの研修生の数はつねに各ゼミナールとも6名以内とされ、この者たちには確実に年600マルクの奨学金が与えられた\*。

※ 1892年当時ギムナジウムの正教員の年俸は2,100から4,500マルクであり、これに住宅手当として600から900マルクが加えられた(Wiese 1902,S.834)。

他方、新しいギムナジウム・ゼミナールで養成された教員候補者の多くにとって、この研修期間は経済的には苦しいものであったようである。授業を担当してもそれに対する報酬はなく、半年間に150マルクから300マルクまでの奨学金が用意されていたが、これを全員が受け取れるわけではなかった。生活のために研修生の多くは家庭教師というアルバイトにいそむことになった(Apel 1989,S.317-323)。教員候補者たちは伝統的な教育学ゼミナールで研修を受けることを名誉とみなすようになっていたが、この教育学ゼミナールは州都という比較的大きな都市にあったから家庭教師のアルバイトの口を見つけやすいという利点もあった。

## 2) 『90年規程』の背景

最後にギムナジウム・ゼミナールを制度化した『90年規程』の政治的背景と当時の中等学校教員候補者たちの置かれた状況について簡単にふれておきたい。『90年規程』が公布される二年前にはドイツ皇帝(兼プロイセン国王)ヴィルヘルム2世が即位していた。彼は巨大な存在であったビスマルクとの対決色を強め、力で社会主義勢力を押さえつけようとしていたこの老宰相を1890年3月に引退させ、より現実的な政策を推進しようとした(望田 1997,p.3-5)。このような時代背景をふまえてティッツェ(Titze 1977,S.122)は『90年規程』を「教師養成における野放図なりベラル化の危険」を避けようとしたひとつの学校政策の表現であると解釈している。このような視点にたつと、ゼミナールを学問の自由を楯にしている大学ではなく直接統制できるギムナジウムなど中等学校に設置することを政府当局が選択したとの見方もできる。『90年規程』が出される前年の5月にヴィルヘルム2世は「中等学校における歴史教育」に関する最高訓令を発令しているが、そこでは次のように「国王の指図」が示されていた。「社会民主主義のめざすものが実現不可能であることを社会民主党の実際の目的に即して示し、それが誤っていることを青年たちに教え込むこと」、「中等学校教員候補者の試験規程は上に述べた指図にもとづいて改訂されること」、「教員の実務的な養成(ゼミナール、試用期間)においては、上に述べた指図を特に考慮すること」(Verhandlungen 1891,S.7)。『90年規程』の条文にはこのような露骨な政治的意図を示した文言は窺えないが、教育行政の最下位機関である校長たち(Kraul 1984,S.51.)が時の最高権力者の「指図」に鈍感であったとは考えられない。

さらに中等学校教員たちをめぐる状況の変化も考慮に入れなければならないであろう。1880年代以降上級教員として正式採用されるまでの期間が長くなっていた。文部省中等学校制度担当参事官ヴィーゼによると19世紀末の上級教員として正式に採用される平均年齢はほぼ34歳となっている(Wiese 1902,S.806-814)。これに緊縮財政のもとで文部省が教員採用を制限していたことが重なって世紀の転換期ごろまで中等学校教員候補者の「供給過剰」状態が続くことになる。ゼミナールで研修を受ける教員候補者たちにとってこのような状態は大きな圧力を与えるものであり、そのぶん政治的なコントロールも効果をあげたのではないかと考えられる。

### まとめにかえて

ゼミナール方式の研修期間を全国的に導入し、それを中等学校教員をめざす者すべてに義務づけた『90年規程』は、それを改訂した1908年と1917年の規程も、「『90年規程』をたんに拡充したものにはすぎなかった」(Romberg 1979,S.485)と評価されるほどドイツの中等学校教員養成システムの歴史において重要な地位を占めるものとなった。そのような評価は1920年代にも代表的な教育史家によってすでになされていた。パウルゼンは『90年規程』を、W.フンボルトらによって考えられていた「教養人」としてのギムナジウム教員像から19世紀末の「職業人」としての教員像への変化に対応するものとして捉えていた。そして中等学校教員の専門職化に対応した方策として研修期間と試用期間という二段階養成の制度化を「中等学校制度の重要な進歩」(Paulsen 1921,S.630)であると評価したのである。その後の現在に至るまでのプロセスについてはさらに分析を要するが、大筋においては初等学校教員も含め現在のドイツの教員養成システムの基本的な構造はこの『90年規程』によって確定されたとみなしてもよいのではないか。

わが国からみると、プロイセン・ドイツの中等学校教員養成システムの最大の特徴はゼミナール(演習)形式を採用したところにあるように思われる。それは、大学における学術的な準備教育の場としてのゼミナールを原型としてすでに18世紀末に生まれ、それから約百年かけてプロイセンそしてドイツにおいて確立された教員養成システムである。

一校あたりの教員数が限られていた初等学校とは異なって、中等学校(とくに都市のギムナジウム)には多数の、しかも大学で勉強した教員が大多数を占めていたことによりゼミナール形式を採用できたことは間違いのないと思われる。しかしより重要なのは教員候補者が学術的知識を基盤とする中等学校(ギムナジウム)を構成する一員として位置づけられていたことがゼミナール形式を採用した大きな理由であったと考えられることである。

「教育研究会」での他の教員や教員候補者との討論はその象徴のように思われる。このようなゼミナール形式の養成システムが全国的に確定されたのであり、それは『90年規程』の今日に受け継がれている正の遺産である。

しかしながら、そのようなゼミナール形式の利点が実際に十分活用されたかどうかは別問題である。ゼミナールを学問の自由を楯にしている大学ではなく行政が直接統制できる中等学校に設置したとするティツェの指摘も現実のギムナジウム・ゼミナールでの校長の指導をみると肯定せざるをえない。ゲディーケの教育学ゼミナールの時代からほぼ百年後に『90年規程』によって制度化されたギムナジウム・ゼミナールでの指導の重点が学校における行動様式の強調に移行し、中等学校教員独特のメンタリティを形成する上で重要な役割を果たしていったのではないか。ヴィルヘルム2世の政治的意図もこのメンタリティ形成に絡みついていたはずである。さらにギムナジウム・ゼミナールに対する伝統的な教育学ゼミナールの優位性の問題も究明する価値があるように思われる。正式採用される前にすでに教員候補者たちはその研修を

うけたゼミナールによって階層化されていたのではないかと推定される。このような形で養成された中等学校教員たちが第一次世界大戦はもちろん国家社会主義(ナチス)がドイツ全土を掌握した時代においてもまだ現役として勤務していたということを考えるとき、これらの課題の重要性はより明確となる。

### 参考文献

天野正治ほか編著『ドイツの教育』東信堂 1998年

Apel,H-J.;Die Auslese des Gymnasiallehrernachwuchses in Preußen(1815-1830) In:Zeitschrift für Pädagogik.30.Jg.Nr.3.1984.

Apel,H.-J.,Gymnasiallehrer mit, Verständnis und Taktgefühl für die Heranwachsende Jugend “,Die, standesgemäße ‘Ausbildung der Gymnasiallehrer im Seminar des wilhelminischen Gymnasiums(1890-1918),In:Jeismann,K.-E. (Hg.);Bildung, Staat Gesellschaft in 19.Jahrhundert. Stuttgart 1989.

Baumeister,A.,Die Einrichtung und Verwaltung der höheren Schulwesens in Kulturländern von Europa und in Nordamerika,München 1897.

Beier,A.(Hg.);Die höheren Schulen in Preußen und ihre Lehrer,Sammlung der hier auf bezüglichen Gesetze,Verordnungen,Verfügungen und Erlasse,nach amtliche Quellen,3.Aufl. Buchhandlung des Waisenhauses,Halle a.d.S.1909.

Böllng,R.,Sozialgeschichte der deutschen Lehrer,Ein Überblick von 1800 bis zur Gegenwart, Vandenhoeck & Ruprecht Göttingen 1983. 望田・対馬・黒田訳『歴史の中の教師たち』(ミネルヴァ書房 1987年)

今津孝次郎「岐路にたつ教師教育」『教育学研究』第63巻第3号(1996年9月)

Führ,C.,Schule und Hochschule in der Bundesrepublik Deutschland,Böhlau Köln, 1989.

Kraul,M.,Das deutsche Gymnasium 1780-1980,Frankfurt.a.M.,1984. 望田幸男ほか訳『ドイツ・ギムナジウム200年史』(ミネルヴァ書房 1986年)

Mandel,H.H.;Geschichte der Gymnasiallehrerbildung in Preussen-Deutschland 1787-1987, Colloquium Verlag Berlin,1989.

Morsch,H.,Das Höhere Lehramt in Deutschland und Österreich,Ein Beitrag zur vergleichenden Schulgeschichte und zur Schulreform,B.G.Teubner Leipzig u. Berlin 1905.

Möller,W.,Zur Geschichte des Königstädtischen Gymnasiums von Michaelis 1877 bis Michaelis 1902,Wissenschaftliche Beilage zum Jahresbericht des Königstädtischen Gymnasiums zu Berlin,Ostern 1902.

望田幸男「ヴィルヘルム時代」成瀬治ほか編『世界歴史体系 ドイツ史3 1890年－現在』山川出版社 1997年

- Müller, D.K., Der Prozeß der Systembildung im Schulwesen Preußens während der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts, In: Zs.f.Päd. 27 (1981).
- 中村誠輝「教員免許法改定と教職教育の問題」『教育』国土社 No.643 (1999年9月)
- Nath, A., Die Studienratskarriere im Dritten Reich, Systematische Entwicklung und politische Steuerung einer zyklischen, „Überfüllungskrise“ – 1930 bis 1944, dipa-Verlag Frankfurt. a.M., 1988.
- Paulsen, F., Geschichte des gelehrten Unterrichts, Bd. 2. Veieigung wissenschaftlicher Verleger, Berlin 1921.
- Richter, G., Gymnasiumseminar, In: Encyklopädische Handbuch der Pädagogik, Hrsg. v. Rein, W. Bd. 3, Langensalza 1905.
- Romberg, H., Staat und Höhere Schule, 1979. Ein Beitrag zur deutschen Bildungsverfassung vom Anfang des 19. Jahrhunderts bis zum Ersten Weltkrieg, Beltz Weinheim 1979.
- Schäffner, K.; Die Gründung des Gymnasiallehrer-Seminars am Friedrichswerderschen Gymnasium in Berlin durch Friedrich Gedike vor 200 Jahren, In: Zeitschrift für Pädagogik. 34. Jg. Nr. 6. 1988.
- Schwartz, P., Die Gelehrtenschulen Preußens unter dem Oberschulkollegium (1787-1806) und das Abiturientenexamen, Bd. 2., Weidmannsche Buchhandlung Berlin 1911.
- Titze, H., Die soziale und geistige Umbildung des preußischen Oberlehrerstandes von 1870 bis 1914, In: Zs.f.Päd. 14. Beiheft (1977).
- Titze, H., Lehrerbildung und Professionalisierung, In: Berg, C. (Hg.), Handbuch der deutschen Bildungsgeschichte B. 4, 1870-1918. Von der Reichsgründung bis zum Ende des Ersten Weltkriegs, Verlag C.H. Beck. 1991.
- 潮木守一『近代大学の形成と変容』東京大学出版会 1973年
- Verhandlungen des Hauses der Abgeordneten und des Herrenhauses 1890 über Angelegenheiten des höheren Lehrstandes. Nebst einem Nachtrage aus den Verhandlungen des Abgeordnetenhauses aus dem Jahre 1889 nach den amtlichen stenographischen Bericht zusammengestellt und herausgegeben von R. Thimm, Mitglied des Vorstandes des Vereins von Lehrern höherer Unterrichtsanstalten der Provinzen Ost = Westpreußen. Zilsit. 1890.
- Verhandlungen über Fragen des höheren Unterrichts, Berlin, 4, bis 17. Dezember 1890 (1891), Deutsche Schulkonferenzen, Bd. 1. 1971 [Reprint]
- Wiese, L. (Hg.), Das höhere Schulwesen in preußen, historisch-statistische Darstellung. Bd. 2. Verlag von Wiegandt & Grieben Berlin 1864.

寺澤幸恭

Wiese,L.(Hg.),Verordnungen und Gesetze für die höheren Schulen in Preußen, Zweite Abteilung, Das Lehramt und die Lehrer, Verlag von Wiegandt & Grieben Berlin 1868.

Wiese,L./B.Irmer(Hg.),Das höhere Schulwesen in preußen,historisch-statistische Darstellung.Bd.4.1874-1901,Verlag von Wiegandt & Grieben Berlin 1902.

吉岡真佐樹「近代ドイツの中等教員像の変遷」望田編『国際比較 近代中等教育の構造と機能』名古屋大学出版会 1990年

吉岡真佐樹『中等教員の資格制度と機能』望田幸男編『近代ドイツ＝「資格社会」の制度と機能』名古屋大学出版会 1995年

Zentralblatt für die gesammte Unterrichts=Verwaltung in Preußen, Hg. in dem Ministerium der Geistliche,Unterrichts=und Medizinal=Angelegenheiten,Jahrgang 1892.

(本稿は平成10年度岐阜聖徳学園大学短期大学部研究助成による成果の一部である)